

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は社会福祉法人志摩会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 法人の全理事の報酬総額は、年間83万円以内とする。但し、金額については、別表1のとおりとする。

2 役員には賞与は支給しない。

3 評議員の報酬については別表2のとおりとする。

(退職慰労金の支給)

第5条 役員等が退職するときは、別紙退職慰労金規程に基づき退職慰労金を支給する。

(費用弁償)

第6条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当って負担した費用については、これを請求の日から遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第7条 役員及び評議員の報酬及び旅費等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意が得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

(端数処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、1円に切り上げる。

(公表)

第10条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月1日から施行する。

別表 1

役職名	業務内容	報酬
常勤理事 (職員との兼務役員)	理事会等への出席 上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1日につき 10,000 円
非常勤理事	監事監査・理事会等への出席 上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1日につき 13,000 円
非常勤監事	理事会等への出席 上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1日につき 13,000 円

別表 2

役職名	業務内容	報酬
評議員	評議員会等への出席 上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1日につき 10,000 円